

広島県選挙管理委員会告示第五十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の不在者投票のできる施設として別表のものを指定した。

令和五年七月二十七日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

施設の種類	施設の名称	所在地	指定年月日
老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅 けやきの樹	尾道市向東町8918番 地1	令和5年7月18日
老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅 尾道いちょうの樹	尾道市向東町3301番 地59	令和5年7月18日